

公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金（以下「この法人」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、次号の費用とは明確に区分されるものをいう。

(2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は役員等に対し、その職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員等の退職手当は、これを支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 役員等の報酬は、理事会、評議員会等へ出席した場合、1日当たり1万円とする。

2 ただし、公認会計士又は税理士の資格を有する監事の報酬は、1事業年度当たりの総額が30万円を越えない範囲で、評議員会で定める。

(報酬の支給日、支給方法)

第5条 前条第1項の役員等の報酬は、理事会、評議員会等へ出席した際に、その都度支払うこととする。

2 前条第2項の監事の報酬は、年度末に支払うこととする。

(費用)

第6条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 理事、監事及び評議員が、理事会又は評議員会へ出席する場合の旅費交通費については、前項の規定にかかわらず、公益財団法人島根県みどりの担い手育成基

金旅費規程により支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。(理事会議決 H23. 9. 29)